

障害者虐待防止について

— 概要と対応 —

仙台市障害企画課 (企画係)

本資料の説明

- ・ 障害者虐待とは何か
- ・ どのような対応が求められるのか 等

障害者虐待について **概要** と **対応** に分けて説明いたします。

普段施設で行っている虐待防止研修などで学んだことを本資料で再度確認し、今後の支援に活かしていただければと思います。

目次

<概要>

障害者虐待とは
虐待防止法の目的
虐待の分類と類型
全国の虐待動向

<対応>

虐待の発生要因
未然防止策
発見時の対応

<その他>

虐待防止委員会、身体拘束適正化委員会の義務化

障害者虐待とは

虐待とは

保護、監督すべき権限や責務のある立場の人からの権限の乱用（不適切な使用）

障害者虐待防止法では虐待行為を以下のように規定

障害者の尊厳を害するもの
障害者の自立及び社会参加を妨げるもの

障害者虐待を一言で具体的に表現すると
『障害者の生命・身体・精神・権利・財産が侵害されること』

障害者虐待防止法の目的

第一条（抜粋）

- 障害者に対する虐待の禁止
- 虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止等に関する施策を促進し、**障害者の権利擁護に資すること**

虐待行為自体 や 虐待行為を行った者・施設 を罰するための法律ではない

一方、虐待行為は内容や程度に応じて警察と連携し対応を行う場合もあります。その場合、虐待行為は刑法に基づき罰せられる可能性もあります。

障害者虐待の「分類」と「類型」

3つの分類

- ① 養護者による虐待
- ② 施設従事者等による虐待
- ③ 使用者による虐待

※本資料では②について説明します

5つの類型

- ① 身体的虐待
- ② 性的虐待
- ③ 心理的虐待
- ④ 放棄・放置
(ネグレクト)
- ⑤ 経済的虐待

『障害者福祉施設従事者等』には、
施設に従事するすべての方が含まれます。

虐待5類型（身体的虐待）

暴力的行為や乱暴な扱い、正当な理由のない身体拘束。

叩く、蹴る等よく例示されるものの他、

- ・ 熱いシャワーでやけどをさせる
- ・ 身体的苦痛や症状悪化を招く行為の強要
- ・ 利用者を抑えつけて行動を制限する（身体拘束）

令和4年度から

身体拘束適正化委員会の設置・運営が義務化されました。

身体拘束の定義や要件などを再度確認し、取り組みを進めましょう。

＜参考＞ 刑法では

第204条（傷害罪）、第208条（暴行罪）、第220条（逮捕監禁罪）等に該当する場合がある

虐待5類型（性的虐待）

障害者にわいせつな行為をすること、またはさせること。

- ・キス、性的な行為の強要
- ・本人の前でわいせつな言葉を発する、または会話する
- ・着替え等の介助がしやすいという目的で、上（下）半身を裸のままや下着のままに放置する

セクシャルハラスメントも性的虐待に該当する場合があります

被害者の性別は問いません

＜参考＞ 刑法では

第176条（強制わいせつ罪）、第177条（強制性交等罪）等に該当する場合がある。

虐待5類型（心理的虐待）

**暴言や拒絶的な対応、差別的発言等、
障害者に心理的外傷を与える言動。**

威嚇的な発言 → 「お前」「追い出すぞ」「おい」

侮辱的な発言 → 「バカ」や、子ども扱いのような発言

交換条件の提示 → 「これができたら買ってあげる」

子ども扱いとは、「大人に対しては行わない対応」と表現できます。
例えば

「○○ちゃん、えらいね」は、子ども扱いに該当します。

「○○さん、すごいですね」等の表現が適切です。

＜参考＞ 刑法では

第222条（脅迫罪）、第223条（強要罪）、第230条（名誉棄損罪）等に該当する場合がある

虐待5類型(放棄・放置〔ネグレクト〕)

**必要とされる支援や介助、状態に応じた診療や支援を怠り、
障害者の生活環境・心身の状態を悪化させること。**

- ・車いすや補聴器など必要な用具の使用を限定し、
障害者の要望や行動を制限する
- ・利用者間の暴力行為を認識していながら対応しない

利用者間の口論や悪口等の放置もネグレクトに該当します。
利用者から求めがあった場合だけでなく、
職員が異変に気づいた時点で適切な対応を行うことが重要です。

<参考> 刑法では

第235条（窃盗罪）、第246条（詐欺罪）、第252条（横領罪）等に該当する場合がある

虐待5類型(経済的虐待)

本人同意のない財産の処分や本人の金銭の使用制限を行うこと。

- ・ 年金や賃金を管理して渡さない
- ・ 本人の財産を、本人が知らない又は支払うべきではない支払いに充てる
- ・ 本人に無断で親族にお金を渡す、貸す

不当な使用だけでなく、**不当な制限**も経済的虐待に該当します

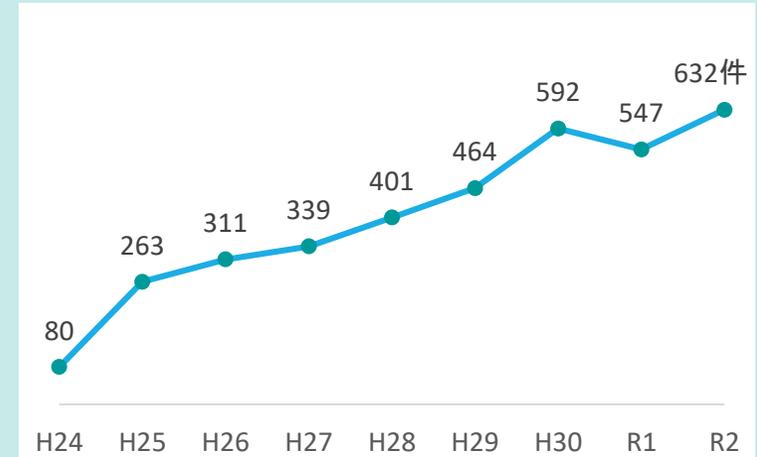
部屋の清掃の際、利用者の持ち物を同意なしに処分することも経済的虐待に該当する場合があります

＜参考＞ 刑法では

第235条（窃盗罪）、第246条（詐欺罪）、第252条（横領罪）等に該当する場合がある

全国の虐待動向

全国の施設従事者等による虐待認定件数



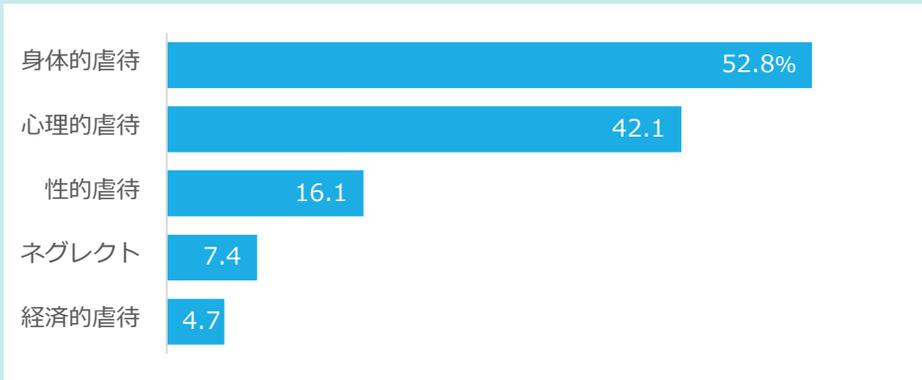
- ・ 障害者福祉施設従事者等職員による障害者虐待の相談・通報件数2,865件
令和元年度から増加(2,761件→2,865件)
- ・ 虐待判断件数は632件
令和元年度から増加(547件→632件)

<出典> 令和2年度 障害者虐待防止法対応状況調査報告書

全国の虐待動向

虐待類型の構成割合（複数回答）

全虐待事案の中で
身体的虐待が5割を占めている



被虐待者の障害種別（複数回答）
知的障害の方の被害が突出して多い状況

知的	精神	身体	発達	難病等
71.6%	19.4%	18.2%	5.7%	0.8%

<出典> 令和2年度 障害者虐待防止法対応状況調査報告書

対応

虐待の発生要因	- - -	15p
未然防止策	- - -	16p
虐待疑い行為発見時の対応	- - -	19p

説明事項

虐待事案発生要因、防止策、発見時対応
虐待行為を発生させないための取り組み
発生時の注意点 等

虐待の発生要因

厚生労働省の調査によると、
全国の虐待の発生要因上位5項目は
右記の結果となっている

虐待発生要因（複数回答）	
教育・知識・介護技術等に関する問題	71.0%
職員のストレスや感情コントロールの問題	56.8%
倫理観や理念の欠如	56.1%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	22.6%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	24.2%

実務の蓄積（OJT）だけでなく、知識獲得のための研修の実施や職員間での支援方法の確認等を通じて、適切な知識・技術の獲得を目指すことが虐待防止につながります

<出典> 令和2年度 障害者虐待防止法対応状況調査報告書

未然防止の考え方

施設従事者等による虐待行為を防止するためには、何よりもまず障害者の人権の尊重や障害者虐待について、管理者・職員が自ら高い意識を持つことが重要である

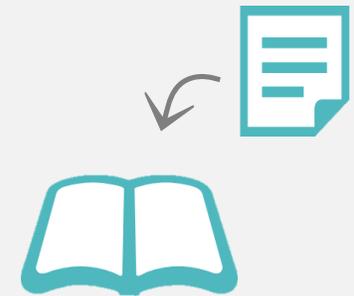
職員各人が支援技術を高めるだけでなく、組織としてもノウハウを共有（蓄積）することが重要です

施設内で障害に関する知識や支援技術などの共有は行われていますか？

未然防止に向けた取り組み例

OJTによる支援技術の向上や、研修の受講だけでなく、WEBや書籍等を活用した障害特性理解や支援に関する考え方の深化等も虐待防止に有効である

例えば、WEBで支援に関することを検索した時は、目的のページ・内容を職員間で共有することも有効です。一人の職員が調べたということは、他の職員も検索する可能性があります。日々使用する引継ぎノートに印刷した検索結果を綴じる、組織内で使用している電子掲示板で共有する等を行い、自分だけでなく他の職員も知識を獲得できるよう、組織として知識の蓄積に取り組みましょう。



その他の未然防止策

- ・ チェックリストによる支援方法や職員の心身状態の定期確認
- ・ 危険行為や不適切支援が確認された場合の対応方法の整備
- ・ 各種研修の実施による職員の知識・技術の向上
- ・ 外部研修の受講

繰り返しになりますが、

虐待行為を未然に防ぐためには

職員一人ひとりが支援の意識・倫理観を高く持つことが重要です。

自分の支援だけでなく、周りの職員の支援にも気を配り、

虐待防止や権利擁護の意識を常に持ち、

施設全体で支援の質の向上に取り組みましょう。

虐待疑い行為発見時の対応

虐待疑い行為を発見した場合、

まずは、被虐待者の安全確保が最優先。

- ・加害者との分離（引き離す、支援に入らせない等）
- ・心身状態の確認（ケガや精神状態に問題がないか等）

その後は、施設ごとに決められた虐待発見時の対応フローに沿って対応

- ・すぐに仙台市に通報し、通報した旨を上司に報告
（上司への報告は必須ではないことも周知する） 等

虐待疑い行為を認識したとき取るべき行動は何か
すぐに答えられますか？

虐待通報とその義務

< 通報義務 >

- ✘ 虐待を発見した時に通報する義務
- 虐待と疑われる行為に気づいた時に通報する義務

虐待行為が実際にあったかどうかの確認は必須ではない

利用者、他の職員から噂として聞いたことや、支援の中で利用者の様子に変化があった場合、まずは通報（相談）してみる大切

利用者（障害者）の権利を守ることが重要になるため、虐待が疑われる行為を覚知した時点で、対応が必要

支援方法で悩んだときは...

例えば、
運営しているグループホームに他害行動をとる利用者があり、
支援に難しさを感じているという悩みがある

「分からないまま」や「悩みながら」行う支援が、虐待行為につながることもあります。支援について悩んだ時は下記機関へご相談ください。

障害者総合相談	区役所・宮城総合支所 障害高齢課 秋保総合支所 保健福祉課
身体障害・高次脳機能障害のある方 難病の方への支援	障害者総合支援センター
知的障害・発達障害のある方への支援	発達相談支援センター（北部・南部）
精神障害のある方への支援	精神保健福祉総合センター
障害者虐待・権利擁護	障害企画課（企画係）

支援方法で悩んだときは...

相談先が分からない場合は、仙台市で作成している『ふれあいガイド（障害者保健福祉のあんない）』の相談の窓口に関するページをご確認ください

< ふれあいガイド >

<https://www.city.sendai.jp/servicekanri/kurashi/kei/shogai/shien/torikumi/fureai.html>



令和4年度版 **仙台**

ふれあいガイド

障害者保健福祉の
あんない

- 相談
- 手帳
- 障害福祉サービス
- 住宅
- 外出の支援
- 情報伝達支援
- 防災・減災
- 選挙
- 訓練
- 就労
- 医療
- 年金・手当など
- 税金・公共料金の減免など
- レクリエーション・スポーツ・イベント
- 施設

仙台市

以上、障害企画課企画係からは、
障害者虐待防止について、概要 と 対応 に分けて説明いたしました。

今回の資料に加え、参考資料として提示した
「障害者福祉施設等における障害者虐待の対応と手引き」等を
確認しながら、障害者虐待対応に関する理解を更に深め、

障害のある方が安心し、安定した生活を送ることができるよう
取り組んでいただきたいと思います。

制度改革に関するご案内

令和4年4月1日から障害福祉サービス事業所等において、
虐待防止委員会
身体拘束等適正化委員会 の設置・運営が義務化されました。

別冊「障害者虐待防止に係る取組み・身体拘束等の
適正化に係る取組みの義務化について」を併せてご確認ください。

参考資料

< 参考・引用資料 > …いずれも厚生労働省作成

障害者福祉施設、障害福祉サービス事業所における
障害者虐待防止法の理解と対応

<https://www.mhlw.go.jp/content/000686501.pdf>



障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き

<https://www.mhlw.go.jp/content/000944498.pdf>



令和2年度 障害者虐待防止法対応状況調査報告書

<https://www.mhlw.go.jp/content/12203000/000919965.pdf>



参考資料

< 参考・引用資料 > …いずれも厚生労働省作成

障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた
体制整備等の取組事例集

<https://www.mhlw.go.jp/content/000984210.pdf>



< 障害者虐待の相談・通報先 >

仙台市障害者差別虐待相談ダイヤル
(24時間・毎日対応可能)

☎ 022-214-8551